

# (仮称) 圏域コーディネーターの配置について

### 高齢者施策を取り巻く状況

2025年問題 … 団塊の世代のすべてが75歳以上となる。

- 後期高齢者人口が平成27年度の1.5倍に増加
- 単身世帯・高齢者のみの世帯も増加
- ⇒要介護等認定者数が1.4倍に増加(4.9→6.6万人)
- ⇒介護保険事業費が1.7倍に増加(650→1,078億円)

### 国における介護保険制度改革(平成27年4月)

目的: 地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の充実

⇒団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態にある高齢者や認知症高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「介護」「医療」「住まい」「介護予防」「生活支援サービス」を日常生活圏域(概ね30分で駆けつけることができる範囲内)で一体的に提供できる仕組みの構築推進

**【充実・強化】**

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化 … 生活支援体制整備事業

⇒生活支援コーディネーターの配置等を通じて日常生活圏域に生活支援や介護予防の基盤を整備

### 堺市における生活支援コーディネーター

H27.4月から堺市社会福祉協議会に1名配置  
(堺市において最適な生活支援コーディネーター業務を検討)

- ⇒ H27.4月からの事業実施を進めるうちに、国が示す人口1,000人に1カ所の活動の場を創出するために区単位では人口規模・校区数が大きく、機能が果たせないとの判断
- ⇒ H28.1月から中区第1圏域(4小学校区)でモデル事業を実施
- ⇒ 事業の推進には、地縁組織の協力が必要となるため、地域に根付いた活動を展開している社会福祉協議会へ配置

### モデル実施を通してのまとめ

- ★地縁組織の協力・理解なしでは当事業の推進はできない
- ⇒社会福祉協議会の活動基盤を活用した事業の推進
- ★校区より小単位における活動創出の必要性
- ⇒生活支援コーディネーターの区配置ではなく、圏域への配置の必要性

### 現在の区事務所の体制

(CoW)	(CSW)
(主な業務)	(主な業務)
★校区福祉委員会活動の運営支援	●制度の狭間に対応した個別支援
●ボランティア活動支援	★地域の個別支援力を高める地域支援
●日常生活自立支援事業	★区域のネットワーク支援・課題
●区事務所業務	

+

### 平成29年度から生活支援コーディネーターの役割を加える

(主な業務)

- ①地域ニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- ③関係者のネットワーク化
- ④めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- ⑥ニーズとサービスのマッチング

## (仮称) 圏域コーディネーターの配置 ~中区・南区で先行的に配置~

CoW・CSWの業務のうち、★印の業務で培ったノウハウを生かすことにより、圏域レベルに生活支援コーディネーター機能を付加し、(仮称)圏域コーディネーターを配置

圏域	担当	業務
圏域A	圏域Aを担当	● CoW ● CSW ● 生活支援Co
圏域B	圏域Bを担当	● CoW ● CSW ● 生活支援Co
圏域C	圏域Cを担当	● CoW ● CSW ● 生活支援Co

自治連合協議会、校区福祉委員会、民生委員児童委員会など地域組織と連携しながら、地域内のさまざまな社会資源をつなげていくことにより、集いの場の創出など地域福祉を推進

